



第4章 計画の方針

第4章 計画の方針

1. 基本理念と緑の将来像

(1) 基本理念

第6次瀬戸市総合計画では、本市の将来像を「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」としています。この将来像には、1000年余りのやきもの文化と、多くのやきものを生み出してきた大地とそれを取り囲む豊かな自然環境を受け継いできた人々の知恵と温かさが市民の誇るべき財産として存分に活かされ、瀬戸を訪れる人に魅力を感じさせるまちにしたいという想いが込められています。また、瀬戸をつくり、導いてきた先人たちの誇りと技術と知恵を受け継いで、市民や企業、地域がともに新しい時代のまちづくりに挑戦するといった未来へ向けた想いが込められています。

緑は、都市の環境や市民生活の基盤を支えるものであり、第6次瀬戸市総合計画の将来像を実現していくためにも欠かせないものです。しかしながら、本市を取り巻く緑は、充実しているとはいえません。森林や農地は減少傾向にあるほか、都市公園においては、老朽化が進行しており、大部分が修繕の対象となっています。また、その配置には偏りがあり、市民アンケート調査では、市民の公園の利用頻度が低く、市民ニーズが多様化していることが明らかとなりました。

現在、本市は、将来にわたって続く人口減少や高齢化の進行に対応していくために、コンパクトな集約型都市構造への転換を目指しています。こうした都市構造の転換とあわせて、本市が「みどり豊かなまち」となり、その持続可能性を高めるためには、様々な関係者と連携して、受け継がれてきた緑を守り、新たな緑を作り出していくとともに、これらの緑を活かし、育て、次代へと引き継いでいく必要があります。

そこで、本計画の基本理念は、『**自然・文化・人の魅力を次代につなぐ みどり豊かなまち・せと**』と設定し、各種施策の展開を図ります。

基本理念



(2) 緑の将来像

第6次瀬戸市総合計画の将来像「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」の実現に向けて、本計画の基本理念に基づく『緑の将来像』を以下に示します。『緑の将来像』は、「緑のゾーン」、「緑の拠点」、「緑の構造体」で構成し、「みどり豊かなまち・せと」を目指します。

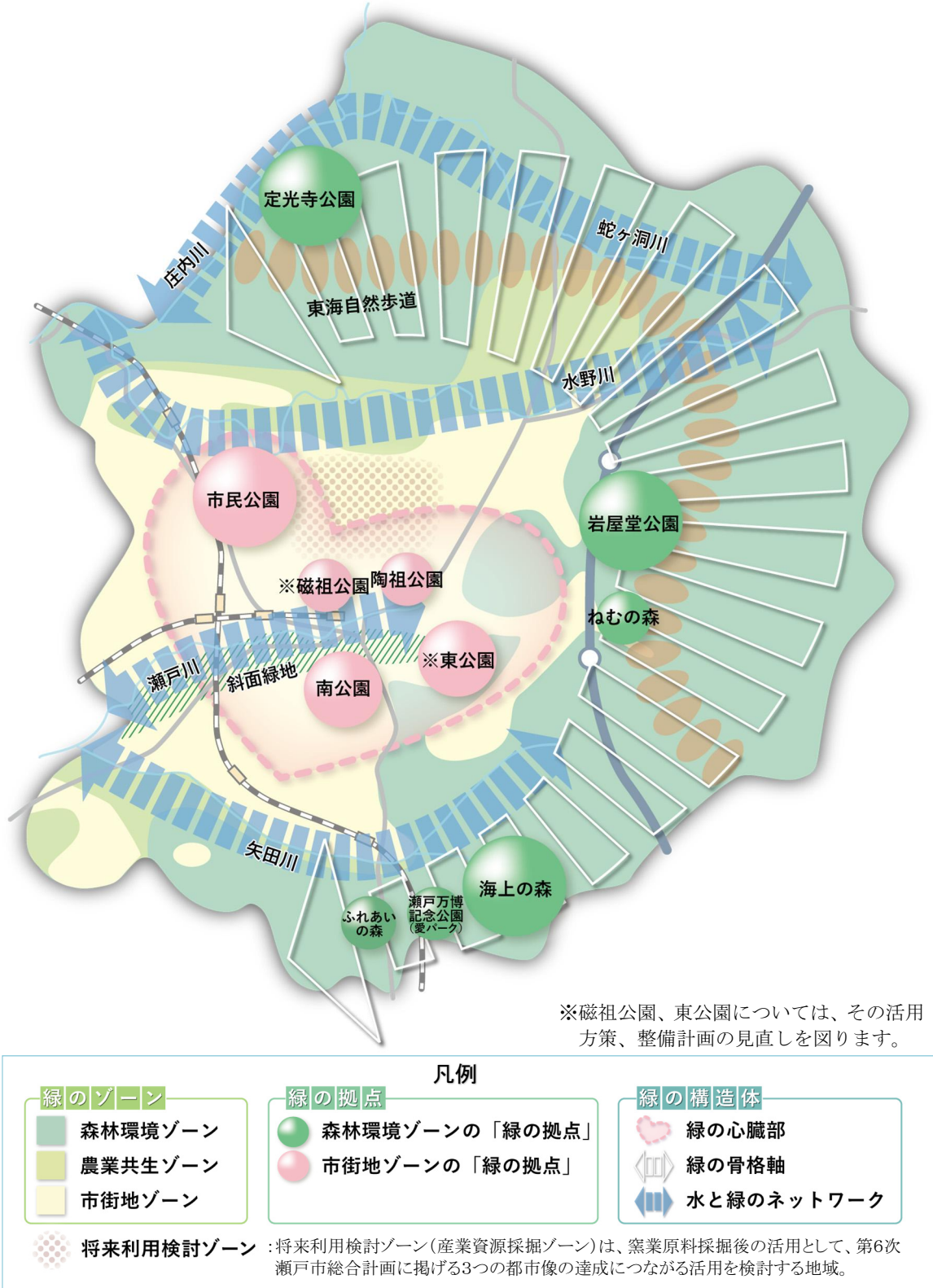


図 4-1 緑の将来像

1) 緑のゾーン

『緑のゾーン』は、森林環境ゾーン、農業共生ゾーン、市街地ゾーンの3つの要素で構成し、それぞれの要素を以下のように位置付けます。

森林環境ゾーン

気軽に自然に親しむことができる岩屋堂や定光寺といった観光名所が位置し、市域の北部から南東部にかけて本市の市街地を取り囲んでいる森林や里山によって構成されるゾーンを位置付けます。

森林環境ゾーンは、愛・地球博の開催理念である「自然の叡智」を継承する里山、希少な動植物が生息する豊かな森林などで構成されており、瀬戸市の財産ともいえます。さらには、環境教育や観光振興の場としての機能や水源かん養、防災など、まちを守る様々な機能を有しています。こうした機能を維持していくために、様々な関係団体と連携して当該ゾーンの保護・保全を図っていくとともに、利活用を図ります。

農業共生ゾーン

森林環境ゾーンに隣接し、矢田川や水野川に沿って広がる優良な農地を中心としたゾーンを位置付けます。

農業共生ゾーンは、農作物の生産だけでなく、良好な田園景観を形成しており、都市の生活に潤いをもたらしています。さらに、保水能力が高く、防災機能も有しています。こうした機能や営農を維持していくために、関係団体と連携して当該ゾーンの保全に努めるとともに、都市と農業の緑の共生を図ります。

市街地ゾーン

市民公園をはじめとする本市の主要な都市公園が位置し、瀬戸川沿いの中心市街地とそれを取り囲む新しい住宅地により形づくられたゾーンを位置付けます。

市街地ゾーンは、多くの市民の都市生活の場であり、安全で快適な市民生活を支えるため、緑化の推進や既存の緑の積極的な活用を図ります。また、今後の人口動向に注視し、本市が目指すコンパクトなまちづくりと連携しながら、緑の配置を検討します。

2) 緑の拠点

『緑の拠点』は、森林環境ゾーンの「緑の拠点」、市街地ゾーンの「緑の拠点」の2つの要素で構成し、それぞれの要素を以下のように位置付けます。



森林環境ゾーンの「緑の拠点」

森林環境ゾーンにおいて、気軽に自然を楽しむことができる観光・レクリエーションの場、環境教育の場などの機能を発揮している岩屋堂公園、定光寺公園、ねむの森、海上の森、瀬戸万博記念公園、ふれあいの森を位置付けます。

これらの緑の拠点は、森林や里山などの自然と一体となって景観を形成しており、瀬戸ならではの景観として保全を図ります。また、こうした自然の中で、市民や来訪者の交流を生み出す場所として、活用の促進を図ります。



市街地ゾーンの「緑の拠点」

市街地ゾーンにおいて、日常生活では市民交流や健康増進、レクリエーションの場などとして機能し、災害時には避難場所や延焼を防止する役割などを担っている市民公園、南公園、東公園、陶祖公園、磁祖公園を位置付けます。

これらの緑の拠点は、多くの市民にとって身近にある大きな公園であり、市民が親しみをもって利用する公園となるよう、活用の促進を図ります。

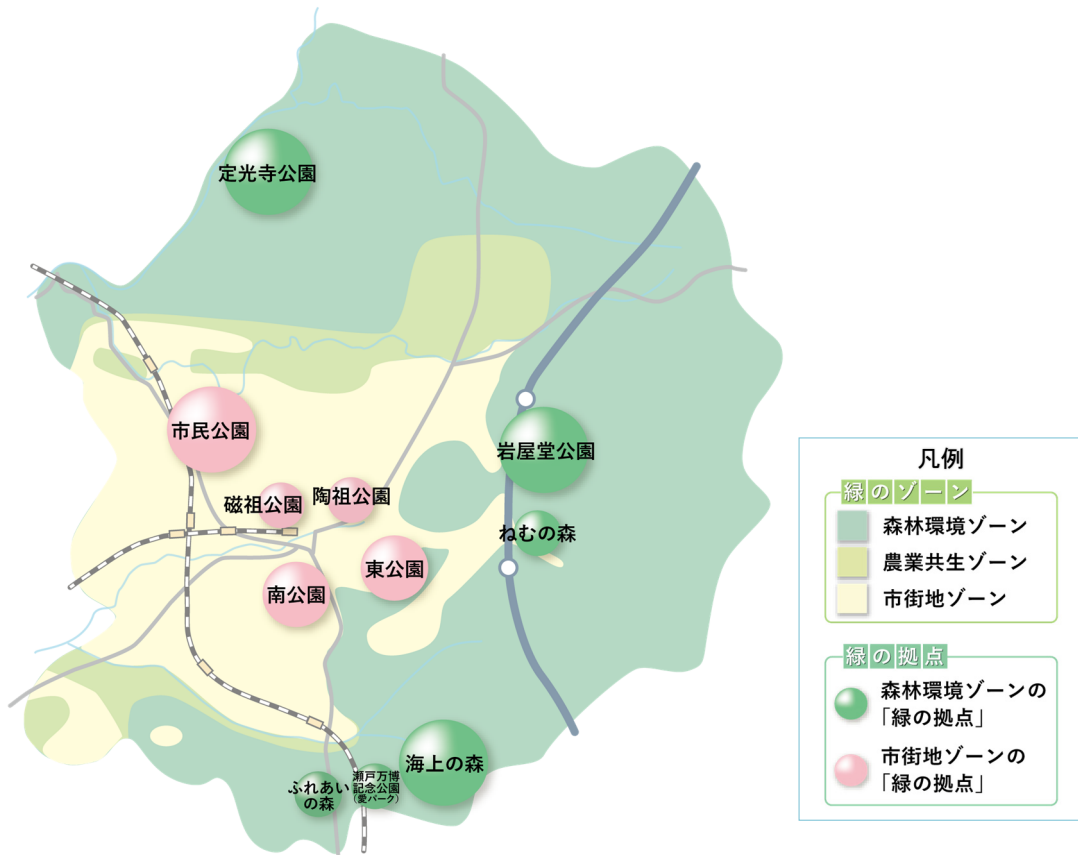


図 4-2 「緑のゾーン」及び「緑の拠点」

3) 緑の構造体

『緑の構造体』は、「緑の心臓部」、「緑の骨格軸」、「水と緑のネットワーク」の3つの要素で構成し、それぞれの要素を以下のように位置付けます。



緑の心臓部

「市街地ゾーン」には、1000年余りの歴史を誇る陶都せとの景観に溶け込み、市民の暮らしに潤いを与える都市河川として流れ続けている瀬戸川と起伏に富んだ瀬戸の特色でもある斜面緑地とこれらを取り囲むように配置される主要な都市公園や緑地が多く存在しています。

これら市街地における身近な緑として存在する瀬戸川や斜面緑地、市民の交流や活動の場であり、まちの活力の源となる「緑の拠点」として位置付けた都市公園は、多くの市民にとってより一層重要性が増しています。

こうしたことから、「市街地ゾーン」、「瀬戸川」、「斜面緑地」、市街地ゾーンの「緑の拠点」をまとめて『緑の心臓部』として位置付け、市域全体へ活力を届け、緑の活動の原動力となるよう、保全・活用を図ります。

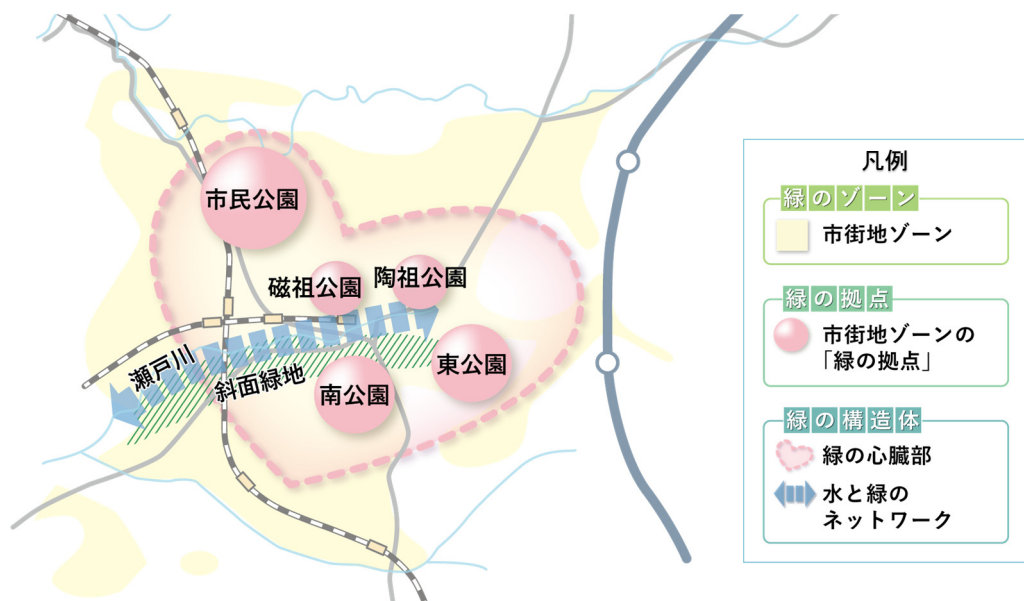


図 4-3 「緑の心臓部」



緑の骨格軸

「森林環境ゾーン」では、愛知高原国定公園をはじめ、森林、里山、田園などが本市の市街地を取り囲むように緑の空間を形成しており、これらの緑は一体となって、環境保全、水源かん養、生物多様性の保全など、多面的な機能を発揮しています。また、森林環境ゾーンの「緑の拠点」に位置付けた岩屋堂公園、定光寺公園、ねむの森、海上の森、瀬戸万博記念公園、ふれあいの森は、こうした自然の中で、

岩屋堂公園や定光寺公園を結ぶように整備された東海自然歩道とともに、体験学習やレクリエーションの場として市民や来訪者に利用されています。

こうしたことから、「森林環境ゾーン」、「農業共生ゾーン」、森林環境ゾーンの「緑の拠点」をまとめて『緑の骨格軸』として位置付け、これらの緑の一体的な保全・活用を図ります。

水と緑のネットワーク

市域を東西方向に流れる矢田川、瀬戸川、水野川などの河川は、市民の暮らしのすぐ近くを流れており、身近に水辺と緑を感じることができる親水空間を提供しています。市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息しており、その他にも、多くの湧水・湿地などの良好な水辺環境が残されています。また、これらの河川は、潤いのある市街地景観や森林や里山と一体となった自然景観など、様々な景観を形成しています。

こうした本市の主要河川である矢田川、瀬戸川、水野川、庄内川、蛇ヶ洞川は、水と緑のふれあいにより潤いや安らぎを感じることができるよう、『水と緑のネットワーク』として位置付け、保全・活用を図ります。

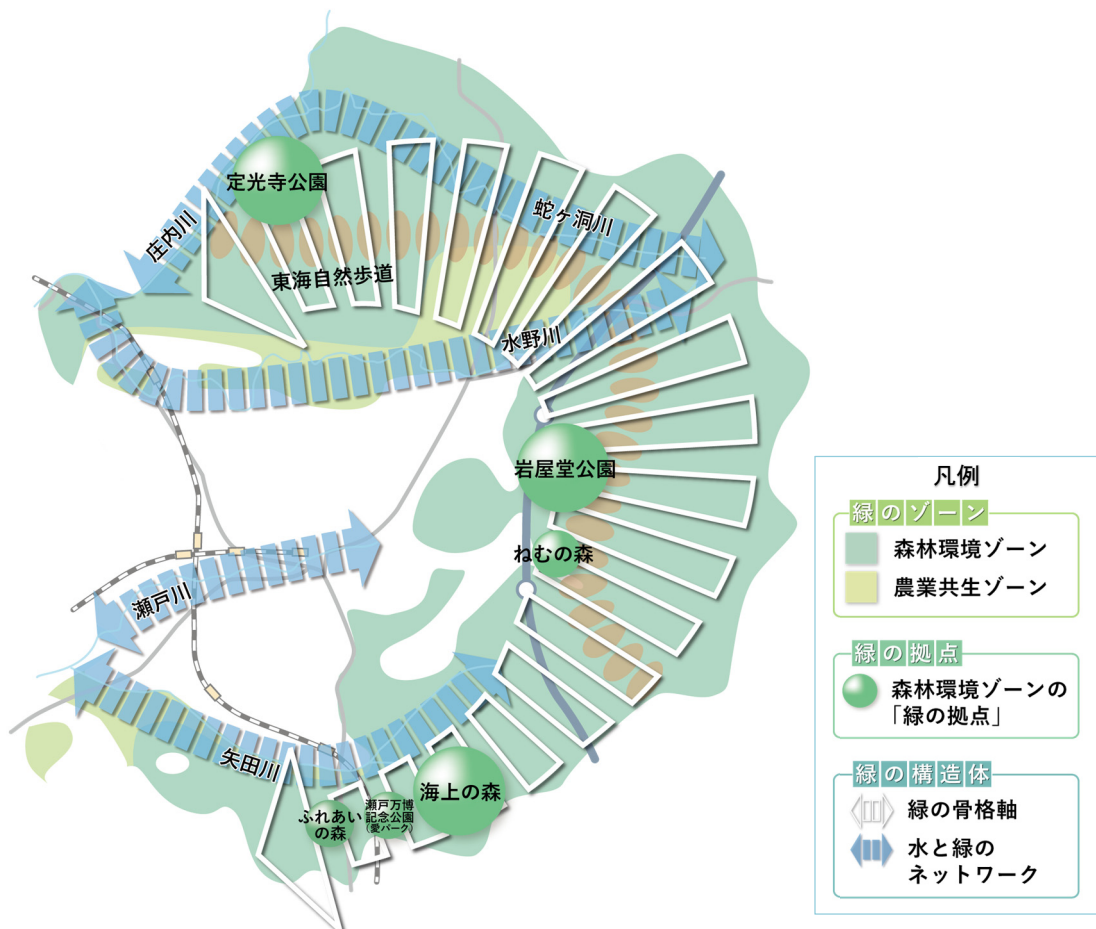


図 4-4 「緑の骨格軸」と「水と緑のネットワーク」

(3) 土地利用構想図

緑の将来像の実現に向けて、本市は以下に示す土地利用構想図をもとに、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

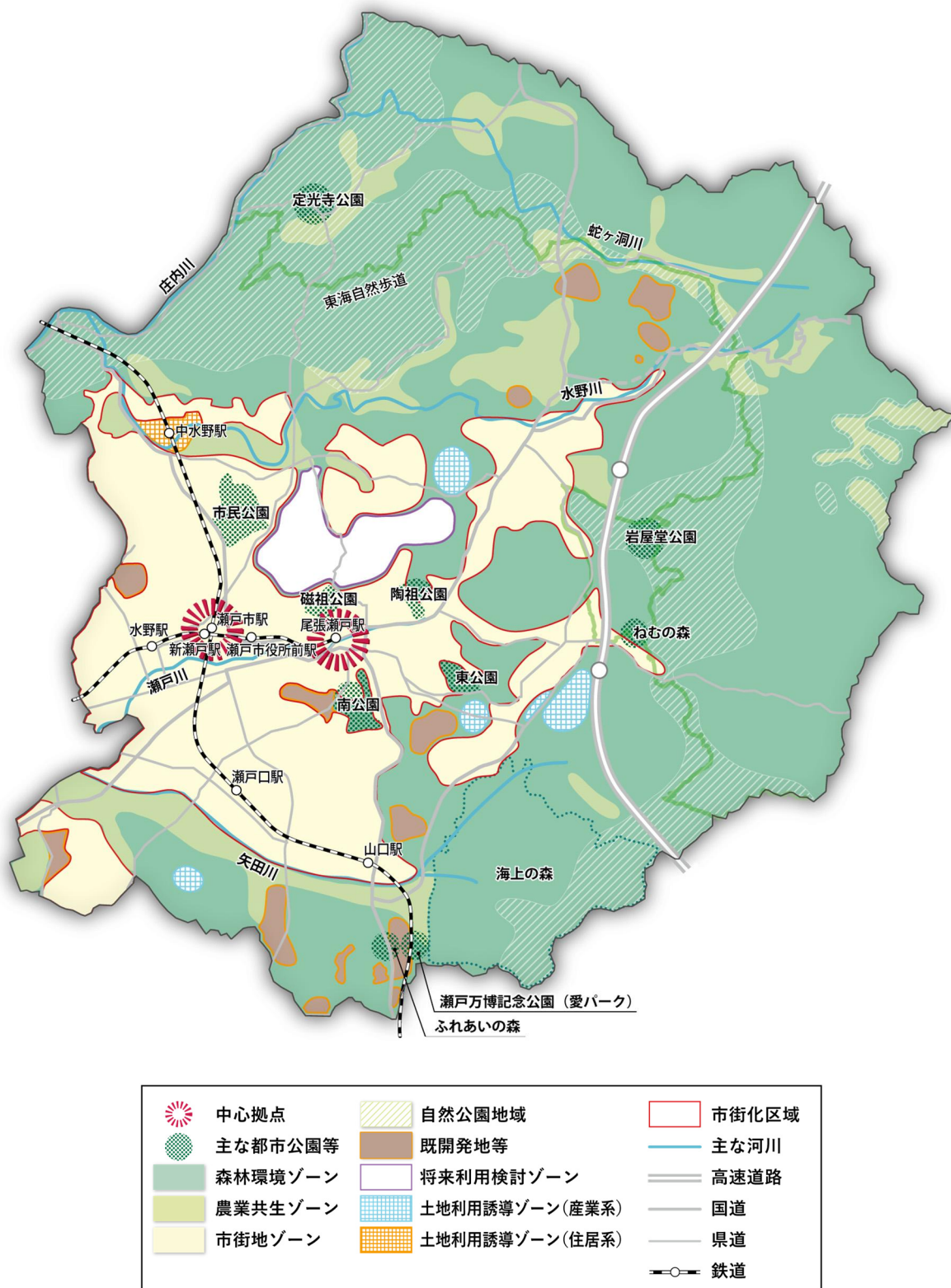


図 4-5 土地利用構想図

2. 基本方針

本計画の基本理念を支える『基本方針』を設定します。

前章では、本市の緑の課題を“保全”、“推進”、“管理・活用”、“育成”の4つの視点に分類し、整理しました。それぞれの課題に対応していくため、同様の4つの視点に基づいて『基本方針』を設定します。



図 4-6 緑の課題に対応する4つの基本方針

 **基本方針1****市民の暮らしと共生して受け継がれてきた緑を「まもる」****緑地保全の方針**

本市は、森林、里山、河川などの豊かな自然の中で、「やきものまち」が発展し、1000年余にわたってその歴史を刻んでいます。こうした自然や文化は、古くから瀬戸で暮らす先人たちと共生し、今日まで受け継がれてきた本市の財産といえます。

本市は今もなお、この歴史の歩みの中にあり、こうした**自然や文化を次代へと引き継いでいく責務**があります。また、森林、里山、河川などの自然は、私たちの暮らしだけでなく、様々な生き物の生息・生育になくてはならないものであり、生態系を維持していくためにも大切に守っていかなければなりません。また、市街地周辺に広がる農地においても、先人たちの生活を支えるとともに、自然と一体となって瀬戸の景観を形成してきた緑であり、保全が求められます。これらの緑は、国や愛知県をはじめとする**様々な関係団体と力をあわせて保護・保全**に努め、次代に継承していきます。

 **基本方針2****誰もが身近に感じられる緑・地域やニーズに応じた緑を「つくる」****緑化推進の方針**

本市は自然環境に恵まれている一方で、市街地においては、緑が充実しているとは言えない状況です。都市公園等はあまり利用されておらず、都市農地は減少が進んでいます。また、市民や事業者などが主体的に取り組む緑化活動も活発とはいえません。こうした中、本市は、人口減少や高齢化の進行に対応していくために、**コンパクトな都市構造への転換期**を迎えています。緑においても、この都市構造の転換とあわせて、**誰もが身近に緑を実感できるまち**を目指していくことが重要となります。

都市公園等においては、利用しやすい公園、利用したくなる公園となるように、公園の充足状況や利用状況などを勘案した**バランスのとれた公園の再配置**や、**地域ニーズなどに応じた公園の再編**を進めます。また、本市を印象付ける景観上重要な河川であり、多くの人々にゆとりや潤いを与えている瀬戸川においては、今後も市民や来訪者が集まる憩いの場として利用されるように、**親水性や景観性を高めるなど魅力的な河川空間の創出**を目指します。

さらには、市民や事業者などの緑化活動を促進し、**市街地内の緑の充実化**を目指します。



基本方針3

せとの魅力・市民の活力を生み出す緑を「いかす」

管理・活用の方針

本市にある公園は、市民にゆとりや潤いを与える場として利用されてきました。しかしながら、都市公園においては、その半数以上は老朽化が進行しており、多くの市民は手入れの行き届いていない公園の存在に不安・不満を感じています。そのため、今後の公園は、再配置や機能再編だけではなく、市民が安心、安全、快適に利用できるような**管理・運営体制の構築**を目指します。また、市街地においては、空家・空地の増加や生産緑地地区の減少が懸念されている中、市街地内の緑を確保するため、これらを活用した**新たな緑の空間の創出**を図ります。

また、本市は、岩屋堂公園や定光寺公園をはじめ、自然と一体となった観光・レクリエーション資源や歴史・景観資源を数多く有しているほか、1都2府8県を結ぶ東海自然歩道が整備されています。市民や来訪者が自然や歴史に触れ親しむことや健康増進を図ることができるこれらの資源は、今後も保全に努めるとともに、**環境教育や観光振興の場として利用を促進**していきます。

さらには、全国各地で水害・土砂災害が相次ぐ中、本市が目指す「災害に強い都市づくり」に向けて、**防災・減災に資する緑の確保**に努めます。

こうした様々な取り組みを様々な関係団体と連携し、コンパクトな都市構造の転換に対応しながら、それぞれの緑の可能性を最大限に引き出して、**本市の魅力や市民の活力の創出**を目指します。



基本方針4

せとの緑に携わる人を「はぐくむ」

育成の方針

本市の緑を「まもる」、「つくる」、「いかす」ための取り組みを適切かつ効果的に実施していくためには、市民や事業者をはじめ、様々な関係団体との連携がこれまで以上に求められます。市民アンケート調査の結果においても、7割以上の市民が、「行政・市民・民間企業などが連携した公園や緑地の美化・愛護活動が必要」との意向を示しており、このような市民の“思い”を“行動”に変えていく取り組みが必要です。

そのため、立場や世代を問わず、**誰もが緑と向き合う機会、緑に関心をもつ機会、緑に触れることができる機会をつくり、継続**していきます。また、こうした機会を通じて、本市の緑を「まもる」、「つくる」、「いかす」ための取り組みを**自ら進んで行動する人を育みます**。

3. 計画の目標

本市は、基本理念に掲げる「自然・文化・人の魅力を次代につなぐ みどり豊かなまち・せと」の実現に向けて、基本理念を支える4つの基本方針「まもる」、「つくる」、「いかす」、「はぐくむ」に基づいて各種施策を展開します。

本計画では、基本方針に基づく取り組みの状況を定量的に評価するため、活動目標を設定します。また、活動目標の達成に向けて各種施策を実施することで、市民の満足度向上など波及的な効果としての発現を把握するため、成果目標を設定します。

(1) 活動目標

「みどり豊かなまち・せと」の実現に向けて、緑の保全・創出・活用・育成に関わる以下の4つの活動目標を設定します。

活動指標 1 市街化区域の緑地量

関連する基本方針： **まもる** **つくる** **いかす**

都市公園等の整備や減少が懸念される生産緑地地区などの保全を図り、市街化区域内の緑地量は現況値以上を目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
市街化区域の緑地量	約 435 ha	435ha 以上

活動指標 2 市民一人当たりの都市公園面積

関連する基本方針： **つくる** **いかす**

公園が不足している地域を優先した都市公園の整備を推進し、市民一人当たりの都市公園面積 8.70 m²/人以上を目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
市民一人当たりの都市公園面積	8.19 m ² /人	8.70 m²/人以上

活動指標 3 防災機能を強化した都市公園の数

関連する基本方針： **つくる** **いかす**

都市公園等を対象として防災機能を持った公園施設（かまどベンチなど）の整備を行い、10年間で30公園の防災機能強化を目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
防災機能を強化した都市公園の数	—	30 公園

活動指標 4 緑に関する講座の年間開催数関連する基本方針：**まもる** **いかす** **はぐくむ**

緑地保全、緑化推進の活動に自主的に取り組む人材を育成するため、緑に関する講座の年間開催数を、10年間で10講座以上増やすことを目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
緑に関する講座※の年間開催数	25 回／年	35 回／年 以上

※ 市民向けに開催している、せと環境塾等の環境教育に関する講座など (P.75「〇自然環境と触れ合う機会の創出」参照)

(2) 成果目標

4つの基本方針に基づいて各種施策を展開し、活動目標を達成することにより、市民が「みどり豊かなまち・せと」を実感できるようになることが重要です。そこで、市民の実感を把握するため、以下に示す2つの成果指標を設定し、その向上を目指します。

成果指標 1 居住地周辺の緑の充実度**まもる** **つくる** **いかす** **はぐくむ** の施策の効果

平成 30 年度に実施した市民アンケート調査において、「お住まいの地域周辺の緑の量」に対して、『緑は多い』または『どちらかと言えば、緑は多い』と回答した割合は、66%となっています。緑地の保全や創出によって緑の充実度の向上を図り、概ね4人中3人が『緑が多い』と感じているまちを目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
居住地周辺の緑の充実度※	66 %	75 %

※ 市民アンケート調査「お住まいの地域周辺の緑の量」に対する設問に対して、『緑は多い』または『どちらかと言えば、緑は多い』と感じている市民の割合

成果指標 2 公園の質の満足度**つくる** **いかす** の施策の効果

平成 30 年度に実施した市民アンケート調査において、「身近な公園の質」に対して、『満足』または『概ね満足』と回答した割合は、約 10%となっています。都市公園等の機能再編や適切な維持管理を行うことによって満足度の向上を図り、現在より2倍程度の増加を目指します。

指 標	現 況 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
公園の質の満足度※	10 %	20 %

※ 市民アンケート調査「身近な公園の質」に対する設問に対して、『満足』または『概ね満足』と感じている市民の割合

